

JAQG 会費細則

JAQG 運営委員会

(目的)

第1条 この細則は、「航空宇宙品質センター(JAQG)設置運用規則」第6条に規定する会費について定めることを目的とする。

(会員メンバーの会費)

第2条 会員メンバーの会費(年額)の算定は、前年度末のSJAC会費(月額)の資本金割額と航空宇宙関係売上高割額を合算した金額に応じて、下表の会費区分によるものとする。

上記の計算結果得られた額	会費区分
IAQG 投票メンバー	700,000 円
450,000 円以上	360,000 円
325,000 円以上 450,000 円未満	300,000 円
200,000 円以上 325,000 円未満	240,000 円
50,000 円以上 200,000 円未満	比例配分値
50,000 円未満	50,000 円

(協賛メンバー及び関係機関メンバーの会費)

第3条 協賛メンバーの会費の年額は一律 50,000 円とする。

2 関係機関メンバーの会費の年額は下表の会費区分によるものとする。

機関区分	会費区分
JIS Q 9100 審査登録機関	100,000 円
上記以外	50,000 円

(会費の承認)

第4条 第2条及び第3条に定める会費は、年度当初の運営委員会において承認する。

(途中入会及び退会の扱い)

第5条 年度途中の入会及び退会の場合においても、第4条で承認された会費とし、月割計算は行わない。

(会費の納入)

第6条 会費は原則として、各年度6月末までに一括納入しなければならない。ただし、途中入会の場合、入会を認められた日から2ヶ月以内一括納入しなければならない。

附則

1. この細則は、平成13年6月1日から実施する。
2. この改正は、平成16年7月1日から施行する。
3. この改正は、平成17年6月7日から施行する。
4. この改正は、平成18年4月1日から施行する。